

補足的検討課題②

（第1－2 刑法第176条後段及び
第177条後段に規定する年齢を引き
上げること）

第1-2 刑法第176条後段及び第177条後段に規定する年齢を引き上げること

A案

16歳未満の者に対し、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

B-1案

16歳未満の者に対し、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとし、13歳以上16歳未満の者に対し、性交等をした場合のうち、一定の場合については、処罰から除外する。

B-2案

16歳未満の者に対し、性交等をした者（13歳以上16歳未満に対してした者については一定の場合に限る。）は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

〔補足的検討課題〕

1 客体となる者の年齢（以下「対象年齢」という。）を引き上げる理論的根拠

- 現行法上、対象年齢の者に対して性交等をすれば、強制的性交等罪を構成して処罰するとされている理由をどのように考えるか。
 - ・ 性的行為をするかどうかに関する能力を欠くため、性的自由・性的自己決定権を侵害する
 - ・ 健全な育成を害する
- 現行法上の処罰理由を踏まえ、対象年齢を引き上げる理論的根拠は何か。
 - ・ 性的行為をするかどうかに関する能力として、
 - ① 行為の性的な意味を認識する能力
 - ② 行為が自己に及ぼす影響を理解する能力
 - ③ 性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力を要し、これらの能力を一律に欠く年齢を対象年齢とする
 - ・ 健全な育成を害する年齢を対象年齢とする

2 対象年齢を引き上げた場合に、一部を処罰対象から除外し又は処罰対象を限定することの要否及びその根拠

A案 16歳未満の者 + 性交等 = 強制性交等罪

- 婚姻に至った者の実態（配布資料23参照）を踏まえてもなお、対象年齢の者との性交等を一律に強制性交等罪とする理論的根拠は何か。
- 対象年齢の者は、一律に（例外なく）性的行為をするかどうかに関する能力を欠くとして対象年齢を引き上げるとすると、その者が強制性交等に及んだ場合（配布資料24参照）、刑事責任（故意や責任能力）に影響を及ぼさないか。

B案 16歳未満の者 + 性交等 = 強制性交等罪

- 処罰対象から除外すべき実態があるか。その実態がありながら、一律に強制性交等罪の客体となる年齢を引き上げる理由は何か。
- 性的行為をするかどうかに関する能力を一律に欠く年齢であることを理由として対象年齢を引き上げつつ、処罰対象の除外・限定をする理論的根拠は何か。対象年齢の者との性交等であるのに法益侵害はないといえるのか。
- 除外・限定をする要件は、形式要件（例えば年齢差や行為者の年齢など）とするか、実質要件（例えば相手方の脆弱性に乗じていないなど）とするか。それぞれの理論的根拠は何か。